

## (巻末資料)

(個人情報保護法別表第2に掲げる法人における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン参照箇所)

個人情報保護法別表第2に掲げる法人は、番号法が適用される部分及び個人情報保護法第123条第2項によって個人情報保護法が適用される部分の特定個人情報の取扱いについては、下表(番号法関係及び個人情報保護法関係)のとおり、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)を参照する必要がある箇所があります。

なお、個人情報保護法別表第2に掲げる法人は、個人情報保護法第58条第1項の定めにより、同法第32条から第39条までの規定の適用がないため、下表(個人情報保護法関係)のとおり、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)の参照不要箇所があります。

番号法関係	
特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (事業者編)の参照不要箇所	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (行政機関等・地方公共団体等編)の参照箇所
・第3-4-(3) 罰則の強化 (番号法第57条部分)	
・第4-3-(2)2Bf 情報提供ネットワークシステムを通じた提供(第8号及び第9号、番号法施行令第20条)	・第4-3-(2)2Bh 情報提供ネットワークシステムを通じた提供(第8号、第9号、番号法施行令第20条、番号法第十九条第九号規則)
・第4-3-(2)2C 個人情報保護法上の第三者提供との違い (*部分)	・第4-3-(2)2C 個人情報保護法による提供の制限との違い (*部分)
	・第4-3-(3) 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供
・第4-5 特定個人情報保護評価	・第4-5 特定個人情報保護評価
	・(別添1)2Db 事務取扱担当者等の教育 (サイバーセキュリティの研修部分)

個人情報保護法関係	
特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (事業者編)の参照不要箇所	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (行政機関等・地方公共団体等編)の参照箇所
・第4-4 第三者提供の停止に関する取扱い	
	・第4-4-(3) 開示
	・第4-4-(4) 訂正
	・第4-4-(5) 利用停止
<p>・第4-6 個人情報保護法の主な規定</p> <p>G 保有個人データに関する事項の公表等（個人情報保護法第32条、個人情報保護法施行令第10条）</p> <p>H 開示（個人情報保護法第33条）</p> <p>I 訂正等（個人情報保護法第34条）</p> <p>J 利用停止等（個人情報保護法第35条）</p> <p>K 理由の説明（個人情報保護法第36条）</p> <p>L 開示等の請求等に応じる手続（個人情報保護法第37条、個人情報保護法施行令第12条、第13条）</p> <p>M 手数料（個人情報保護法第38条）</p> <p>N 事前の請求（個人情報保護法第39条）</p>	<p>・第4-6 個人情報保護法の主な規定</p> <p>G 個人情報ファイル簿の作成及び公表（個人情報保護法第75条）</p> <p>H 審査請求（個人情報保護法第104条から第106条まで）</p>